

平成27年第3回長与町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年 9月 1日  
本日の会議 平成27年 9月18日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君    議事課 長 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時27分

平成27年第3回長与町議会定例会  
議事日程(第6号)

平成27年 9月18日(金)  
午前 9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	46	長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例	※総文
2	49	平成27年度長与町一般会計補正予算(第2号)	※総文
3	50	平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	※総文
4	47	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
5	48	町道路線の認定について	※産厚
6	51	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	※産厚
7	52	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	※産厚
8	53	平成27年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)	※産厚
9	54	平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
10	55	平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
11	56	平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
12	57	平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
13	58	平成26年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
14	59	平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
15	60	平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
16	61	平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
17	請願2	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について	※総文
18	—	議員派遣の件	

19	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	
----	---	-----------------	--

※付託された委員会



## ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。

17日までの委員会審査お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

日程第2、議案第49号、平成27年度長与町一般会計補正予算(第2号)。

日程第3、議案第50号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○11番（喜々津英世議員）

おはようございます。

早速、報告をさせていただきます。

去る9月7日、本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けました、議案について審査結果を報告いたします。

まず、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、谷本総務課長、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行い審査しました。

主な内容は、いわゆる番号法の施行により、町が保有する特定個人情報について、法の趣旨に通った適正な取り扱い確保のため、特定個人情報の利用、提供の制限、ほかの規定を設けるなど、必要な事項について規定を追加したとのことでした。

主な質疑は、特定個人情報の利用の制限及び提供の制限が加えられたが、罰則規定はどうなるのかとの問いに、法律の定めにより罰則が適用されるとのことでした。

また、個人情報保護条例の附則で、長与町情報公開個人情報保護審査会設置条例の一部改正も同時に提案されているが、二つの議案にすべきではないかとの問いに、条例の一部改正をする場合、その改正の影響を受け、他の条例も改正する必要がある場合には、附則で改正できるとされている。

今回は、この例に倣ったとの答弁です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成27年度長与町一般会計補正予算(第2号)につきましては、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、他関係部課長より職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行い審査しました。

規定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,014万7,000円を追加し、補正後の総額、118億6,954万円とするもので、主な内容は、2款総務費では、結婚推進事業に317万8,000円。

3款民生費では、保育所緊急整備補助金の変更等による総額1億3,950万円の減

額補正を計上。

4款衛生費では、ゴミ袋130万枚の製作料に2,283万円。

8款土木費では、県の事業に伴う地元負担金750万円、町道維持補修工事に2,500万円などを計上。

9款消防費では、防災行政無線デジタル化整備工事に1億1,903万5,000円。

10款教育費では、町民体育館や武道館の整備、備品購入などに1,612万2,000円。

11款災害復旧費では、8月豪雨災害の復旧工事費などに2,860万円が計上されました。

この財源の主なものとして、国庫支出金1億2,814万3,000円。

県支出金及び繰入金は、減額補正であります。

繰越金1億19万3,000円、町債の2億4,817万1,000円が計上されています。

この他、債務負担行為では、防災行政無線デジタル化整備事業で3億5,539万円。農産物加工施設整備事業元利金償還補助金2,950万円が追加されました。

主な質疑は、防災行政無線のデジタル化のメリットは何か、との問いに、親局と子局との通信機能があり、災害で通信不能となった場合でも、子局の電話を通じて通信手段が確保できる。

また、一つの操作で放送エリアメール、登録メイトメールなどに対する迅速な情報伝達が可能となるとの答弁です。

また、聞こえにくい地域の解消できるのか。

との問いには、今回、デジタル化に当たり、町内全域で電波調査を再度行い、聞こえにくい地域には、設備を増設する方向で検討しますとの答弁でした。

また、デジタル化は、今回の補正で約1億2,400万円が計上され、債務負担行為も追加されている。

27年度及び28年度の事業内容はどうかとの問いに、27年度は、親局設備1局、遠隔制御装置が1台、小局が14局を整備する。

28年度は、電波を中継する機能を持った、再送信子局が3局、一般の子局が47局、戸別受信機200台を計画しているとの答弁でした。

長与町コミュニティウェブサイト制作委託料の趣旨は何かとの問いに町、県、民間、地域の各取り組み情報を収集し、発信していくもので、子育てをしている者同士の情報交換を行う場として、掲示板機能も付加し、さまざまな人たちのコミュニケーションの場としても活用する予定との答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成27年度、長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、迎管財

課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い審査しました。

歳入、歳出それぞれ107万6,000円を追加し、総額805万2,000円とするもので、これは26年度決算に基づく繰越金と一般会計への繰出金処理となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第46号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

堤議員。

#### ○13番（堤理志議員）

私は、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部改正に賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー法が国会で制定されたことに伴い、個人情報保護法の規定が読み変えて適用される部分などについて、本町の条例で措置する必要がある部分を改定する内容であります。

条例改定では、人の生命、身体、財産の保護のため必要な場合や統計、学术研究、本人の利益になる場合など限定的に目的外利用を認めるケースがあることなどを規定すると説明がありました。

また、違法に収集された個人情報については、利用中止の請求をすることなど、個人情報保護する規定も明文化されています。

しかし、緊急かつやむを得ない場合などの定義などは曖昧であり、もろ手を挙げて賛成できる内容ばかりではありません。

そもそも、条例改正の必要性が生じたマイナンバー法は、国民の利便性向上のためというよりは、国や行政機関が国民を効率的に管理するためのものという疑念があります。

今後、銀行預金口座やまた、消費税率の改定に伴う給付など、利用を拡大する動きがあります。

また、近い将来、収入が少なくても、一定の資産がある高齢者、年金生活者への課税



強化に備え、資産状況の把握に利用するのではないかとの見解も研究者などから出されています。

日本経団連の提言では、民間サービスとの融合のために、マイナンバー制度を強く推進するよう要求するなど、このビックデータの活用促進を求めており、将来は国民の個人情報企業が企業のビジネス、利潤追求のために利用される懸念もあります。

マイナンバー制度には、こうしたさまざまな問題があることを指摘し、あわせて本町住民の個人情報が不正に利用されたり、情報が流出したりしない厳格な対応を行うよう申し上げ、討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第46号、長与町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第49号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第50号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号、長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

日程第5、議案第48号、町道路線の認定について。

日程第6、議案第51号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

日程第7、議案第52号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

日程第8、議案第53号、平成27年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としてます議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○14番（河野龍二議員）

おはようございます。

9月7日の本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託を受けました、議案の審査について報告いたします。

議案第47号、長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、西平住民課課長他、関係職員を招き審査を行いました。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、公布する番号カードの個人番号の通知カード及び住民基本台帳カードにかわって、公布される個人番号カードの再交付の手数料を新たに規定すると説明を受けました。

主な質疑は、今回の再交付というのは、個人番号カード、通知カードを紛失した場合の対応化、また、個人カードが数値カードの移行のためのものか、こうした問いに対し、今回の提案は、紛失に伴う対応である。

また、10月15日に番号法施行があり、住民票がある住民に対し、通知カードを発送し、通知カード一緒に個人カードの申請に基づき、個人番号カードを交付するようになっている。

そのほか、通知カードについては、既に個人番号が示されているなら、郵送での情報漏えいが起きる心配はないのか、この問いに対し、郵送については簡易書留で送付し、

家族が受け取る、家族以外が受け取ることができないようにしている。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第48号、町道路線の認定についての件は9月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、濱管理課長他、関係職員を招き、審査を行いました。

また、現地調査を行い、審査を行いました。

提案理由では、道路法第8条第2項の規定により、11路線を町道路線に認定を求めるとの説明が行われました。

主な質疑は、西高田線については、都市計画道路として、用地買収などの手続が必要であり、租税特別措置法適用を受けている中で、今回の町道認定は妥当なのか、この問いに対し、既に都市計画道路認定を受けており、事業計画自体先決しているため、都市計画道路の用地買収で使用収益は受けられているので問題はない。

また、1,301号から1,320号線の組合からの帰属される時期と供用開始の時期は、今回の認定で町道の路線延長はどれくらいか、これらの問いに対し、区画整理組合から帰属の書類をいただき、検査を行い、帰属の手続をしていく。

供用開始は既に道路が完成しているため、随時、供用開始をしていく。

今回の町道路線の認定で約207キロメートルになって、総延長は207キロメートルになる。

その他の質疑は、路線番号1,300号線の行きどまりは回転場が設けてあるのか。

この問いに対し、行きどまりの地点は、地権者が1人であり、また北側に町管理ののり面があるので、町管理の町道として認めている、回転場はない。

さらに、回転場がなくてもよいのか、この問いに対し、行きどまりの20メートル前で車どめを設置し、侵入できないようにする。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決されました。

可決と認めました。

続きまして、議案第51号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、森川健康保険課長他、関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由では、歳入、歳出それぞれ428万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ49億7,510万3,000円とする。

以後、説明書について説明が行われました。

主な質疑は、重症化予防の訪問介護の内容は何か。

また、今後も拡大していく考えか、現在、訪問指導の対象者は何人か、これらの質問に対し、26年から訪問介護を行ってきて、これまで職員が対応してきたが、県から人件費の補助対象を受け、外部の職員で対応していく。

これまででは3年と期限があったが、国も奨励しており、期限がなくなったので、拡大

していく考えはある。

現在の訪問指導の対象は44人ある。

また、その他の質疑として、訪問時間は1人当たりどれくらいか。

この問いに対し、対象者の性別、また各家庭環境によって変わってくる、以上のような質疑が行われ、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第52号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、富永介護保険課長他、関係職員を招き審査を行いました。

提案理由では、歳入、歳出予算に74万7,000円を追加し、総額を4億3,448万5,000円とする。

内容で、以後説明書により説明が行われました。

主な質疑は、広域連合納付金の確定額の内訳は、納付金の確定で補正はこれ以上ないのか、これらの問いに対し、納付金の内訳は、連合共通経費、保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険料、3カ月までの納付額とし、5カ月に収納された保険料が70万3,100円の合計額が納付金の確定額という説明が行われましたという答弁でした。

また、決算繰越による補正は、今回で終了だが年度中の加入者の増減なので、その後も補正もありうるという答弁が行われ、以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で可決に決するものと決しました。

続きまして、議案第53号、平成27年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、9月11日、委員全員出席のもと、松浦生活福祉部長、富永介護保険課長他、関係職員を招き審査を行いました。

提案理由では、保険事業勘定で平成26年度決算に伴う、補正総額1億7,141万7,000円を介護サービス事業勘定で、平成26年度繰越額の確定に伴い、1,042万6,000円を追加補正するものと説明が行われました。

主な質疑は、交付金の歳入と過年度の還付金があるのはなぜか。

この問いに対し、支払基金交付金は、26年度額が実績で不足し、追加交付を受けた。歳出での返還金は、国と県の交付金で交付申請の数字のとおり満額を交付受けていたので、実績額により返還が生じた。

以上のような質疑が出され、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第47号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第52号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第47号、長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第48号、町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

これから、議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第51号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第52号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第53号、平成27年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第10、議案第55号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番(喜々津英世議員)

それでは、報告をいたします。

議案第54号、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件につきましては、9月9日から9月14日まで、委員全員出席のもと、荒木総務部長他、関係部局長、課長及び関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い審査しました。

歳入は、収入済額128億475万2,129円、不納欠損額は972万5,941円。前年比、約246万円増となっています。

国及び県支出金を除く収入未済額は、2億3,452万3,663円、前年比、約3,439万円の減となっています。

主要な施策の成果に関する報告書によれば、町税の現年度課税分の収納率は99.0%で、平成元年以降では、最高の収納率となっています。

また、滞納者に対する差押え等により、債権額の62%に当たる約1,296万円が収納されるなど、法的措置を含めた収納努力も認められました。

財源別収入は、町税などの自主財源は、基金からの繰入金7億2,478万4,671円もあり、前年度より約4億6,182万円増加し、総額約62億1,065万円となり、自主財源比率は48.5%となっています。

一方、依存財源は国及び県支出金で約2億5,231万円増加し、総額65億9,409万円です。比率は51.5%となっています。

歳出は120億9,097万5,429円であり、翌年度繰越額5億2,855万7,000円、不用額は3億9,125万9,571円となっています。

前年比では、公債費、民生費、教育費、総務費、衛生費、災害復旧費、労働費の順で前年比、増加をいたしております。

また、性質別では、義務的経費が57億298万円で7億790万円の増、投資的経費が約13億9,393万円で3億7,622万円の減。

その他が49億9,406万円で4億145万円の増となっております。

この結果、収支状況は、実質収支は、5億6,084万2,000円の黒字を計上していますが、単年度収支は赤字に転落し、実質単年度収支も4億2,859万5,000円の赤字で、平成23年度以降赤字が続いておりましたが、最大の赤字額となっています。

部門別の主な質疑は、総務関係では、県の全額補助である地域情報等発信事業委託料は、FM長崎を使った町の情報発信事業だが、主要な施策の成果に関する報告書には記載されていない。

これだけの費用を投じており、検証して揭示する必要があるとの問いに、確かに金額も大きいことから、主要な施策に載せるべきだ。

27年度も継続したかったが、財政の面で無理がある。

みっくんの部屋のSNSでも、この事業を評価する声が寄せられているなどの答弁でした。

不納欠損額が計上されているが、主な理由は何かとの問いに、倒産、生活困窮、死亡などがあり、倒産は全体の約50%、生活困窮が20%、死亡が15%などとなっている。

るとの答弁です。

なお、財産に関する調書で189ページの管財課所管の山林に関する資料で、流木の推定蓄積量の決算年度中、増減高に誤りがあります。

差しかえを認めました。

議員の皆さん方に、お配りしてあると思います。

御参照いただきたいと思います。

次に企画振興部関係では、地域支え合いICTモデル事業はどう総括し、決着をつけていくのか。

また、その時期はいつか、との問いに、9月に利用者に対するアンケートを実施する。

この事業は、地域の皆さんとともに取り組んできた事業であり、意見を聞き、判断することになるが、信頼性という部分で大きな懸念が残る。

これらが判断材料になる。

28年度の予算要求までには決定したいとの答弁でした。

また、余りにもよくあり過ぎて、高齢者には使いづらいシステムになったが、ICT普及員の情報は、今後の事業展開に大きな示唆を与えてくれる。

回線使用料の負担問題なども、今後の検討課題であるとの答弁でした。

生活福祉部関係では、資源化物の回収は、日曜日の朝、早く起きて持っていけない人が常設を利用している。

その分、拠点回収が減っているのではないかと、今後の考え方はどうかとの問いに、資源化物の回収は常設が増えていると認識している。

拠点回収は、町の政策として取り組んでおり、今後も、現在の取り組みを進めるとの答弁でした。

入浴券補助については、例えば交通費の補助にまわせないかとの要望がある。

これは担当課も把握していると思う。

厳しいと聞いているができないのかとの問いに、例えばバスのスマートカードは、3,000円が最低となっており、町が実施している補助額では対応できず断念したとの答弁でした。

建設部関係では、最近、他県で電気柵による事故が発生したが、本町では事故は発生していないのか、また、防止策はとっているのかとの問いに、本町での事故は発生していない、あの事故に伴い、ホームページ、広報で周知を図った。

電気柵の設置農家には注意喚起の文書を送付したとの答弁でした。

長与北小前の人道橋事業評価検討業務に対する委託料があるが、人道橋の建設問題は長年の懸案であったが、評価の結果はどうなったのかとの問いに、委託業務は通学路対策の検討を行うため、人道橋設置を行うかどうかの課題の整理、人道橋に変わる代替案などを検討するため発注したもので検討している、との答弁でした。

教育委員会関係では、児童生徒補助支援に賃金が支払われているが、特別支援教育の



支援と違うのかとの問いに、児童生徒補助支援員は特別支援学級の指導に当たるのではなく、通常学級に行って特別に配慮を要する子供を中心に指導するとの答弁です。

また、文化振興費の発掘調査委託料約100万円が不用額となっている。

発掘の対象となる開発がなかったのか、あるいは職員ができなかったのかとの問いに、開発等に伴う発掘調査を行う案件がなかったとの答弁でした。

慎重に審査をした結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件につきましては、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として、荒木総務部長、迎管財課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、審査しました。

歳入総額は前年度繰越金を含めて843万1,894円、歳出総額は735万4,181円となり、収支差額は107万7,713円で27年度に繰り越すとのことでした。

主な質疑は、嬉里駐車場の修理は26年度で完了したのかとの問いに、今後も点検などを通じて修理することになるとの答弁でした。

また、収入未済額は複数の滞納者がいるのか、回収はどうしているのかとの問いに、滞納者は1人で分納契約に基づき、引き続き回収努力をしていきたいとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第54号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○13番（堤理志議員）

私は、議案第54号、平成26年度長与町一般会計決算の認定について反対の立場から討論を行います。

監査意見書によりますと、将来負担比率は年々上昇傾向にあり、25年度に93%であったものが、26年度では、18.8%へと増加しています。

経常経費の度合いを示す経常収支比率も95%台となり、財政は硬直化した状態となっています。

教育施設の整備は一定程度進捗しましたが、高度経済成長期に建設された公共施設の

老朽化や高齢化対策、少子化対策など安全なまちづくり、住民福祉の増進は、これからも引き続き課題になると思います。

議会からも住民の声を代弁するさまざまな提案がなされていますけれども、必要な財源の捻出ができないと、住民の要望をかなえることも難しくなります。

大幅な人口増加が見込めない中、これら行政課題に対応するためには、投資型、開発型の事業を抑制し、身の丈に合った維持管理型のまちづくりへの転換が重要と考えます。

特に、高田南土地区画整理への一般会計繰出金、街路事業西高田線の工事について、大幅な見直しが必要と討論で繰り返し述べてまいりました。

西高田線は1キロ強の道路に、40億の費用をかける内容であります。

もともと榎の鼻地区の渋滞解消を目的とする。

こう言って始められた事業であります。先線の計画も含めて、渋滞解消につながる可能性が見えず、また財政的な裏打ちも不明であります。

高田南土地区画整理事業には、一般会計から相当額の繰り出しがなされております。

これまで工期延長を繰り返してきましたけれども、国からの補助減額が続いています。

町が要望する補助額は、今後も期待できない状況にあり、先の見通しも立っていません。

これらの事業が、町政、そして町の財政のネックになることを繰り返し指摘してまいりましたが、監査意見書の数字でも顕著になっています。

住民の幸福度を高めるまちづくりをするためには、これらの事業を早期に見直すことが不可欠である。

このことを再度申し上げて、反対討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

#### ○3番（安部都議員）

議案第54号、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成26年度の決算は、審査の結果、予算に基づいて適正に効率よく執行されておりました。

歳入歳出、主な事業費は、国庫負担補助金の27年度執行されます地方創生事業費、平成26年度消費税率で引き上げによる影響緩和のため民生費の臨時福祉給付金と子育て世代臨時特例給付金、また、県の補助金でありますおおとり保育園建設費、特別養護老人ホーム弘済会の建設費などがありました。

地域密着型特養建設につきましては、本町の特養待機者150人が少し緩和されたと考えますが、しかし、高齢化に伴う今後の特養待機者問題の解決が残されております。

歳入決算収入率は、98.4%で前年度比6.6%増となっております。

歳出決算額は92.9%の執行率で、前年度比6.5%増となっております。

町税収入徴収につきましては滞納繰越額が減少し、収納推進課の滞納者への確実な分納履行を図るなど収入確保の実績が上がっていると評価いたします。

各項目、収入未済額につきましては各所管連携を図り、住民の公平公正の観点からさらなる徴収の努力に期待をいたします。

しかし、滞納者の原因は生活の困窮、企業の倒産や行方不明などであることから、年金差押えなどには慎重に配慮すべきであると考えます。

主要な施策の成果といたしまして、4月より開設された社協による長与町結婚相談事業は、1組の成婚が誕生し、定住人口増加と地域の活性化に資するために、さらなる成果を期待いたします。

高田小学校体育館屋根防水工事や長与小学校屋外運動場整備事業、地域支え合いICTによる高齢者見守り事業は、子供たちの教育環境の改善と少子高齢化対策を図る事業として施行されております。

また、子供たちのフッ化物洗口事業は誤飲がないよう、十分な配慮と安全の確保と管理の徹底をお願いいたします。

税務課の前年度、申告還付金業務の多忙により、3ヵ月残業が継続し、職員の病欠で人員不足などの理由により、時間外勤務の超過がありました。

改善策といたしまして、新システムによる手作業を少なくしていくなどの回答がありましたが、今後、各部局の特別な事業などの際、人事増加の配慮など考慮に入れ、十分な職員のメンタル面や健康管理を図られるようお願いをいたします。

民生費につきましては、児童福祉費、社会福祉費など、あらゆる項目に適切に活用されておりましたが、年々高齢化率の増加、住民の安定した社会生活を保護する観点から住民の満足いく充実なる行政サービスを図れるようお願いいたします。

以上のことから、予算が適正に執行され、行政効果が発揮されていることから、さらなる地方自治に基づく住民の福祉の増進に向け期待し、賛成の討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

#### ○7番（金子恵議員）

私は、議案第54号、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

26年度決算では、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率が95.1%となり、前年度から3.9ポイントの悪化と依然として、財政の硬直化が懸念されております。

そのような中で触れ合いと希望に満ちた安心のまちという目標を掲げ、地域福祉の推進のための長与町結婚相談事業は、26年度末時点で115人の登録があり、3月には

御成婚第1号が誕生したことは、今後、定住人口の増加を図るためにも継続して行っていただきたい事業です。

また、地域支え合いICTモデル事業につきましては、モデル事業としての中間年度ということで、今年度末までの事業とはなってはいますが、高齢者にとって利用しにくい点や不具合などで信頼性に欠けるとのことでした。

この事業は防災情報、地域情報、生活情報などをテレビの画面で見ることができることと、第1に簡易に高齢者の見守りができることを目的としています。

今後、継続するかはアンケートを踏まえ決定することのようですが、高齢化社会を迎え見守りは喫緊の課題であります。

継続して行うことのできる体制、仕組みを早急に構築し、安心して暮らせるまちづくりに御尽力していただきたい、そのように思います。

それから、収納推進対策に関しましては、歳入の収入状況は現年度においては、軒並み90%以上の収納率であり、主要な施策の成果に関する報告書にありますように、最高の成果を上げられています。

しかし、過年度分につきましては今だ収納未済額も多く、今後も公平な納税という観点からも一層の努力をお願いするところであります。

また、本町における山積された課題をクリアするためには、今後、数年間はより一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、将来に向けた準備を確実に進めていかなければなりません。

監査委員の意見書で示された内容は、すぐに検討及び取り組みが必要であり、第4次長与町行政改革大綱の内容を丁寧かつ強力で推進すべきであることを要望いたします。

重ねて、高齢者の健康増進施策、心身に障害を持つ方々への自立支援策、産み、育てやすい長与町にするための子育て支援策などの中長期的なビジョンを明確に示し、町内の総力を持ってさらなる充実をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第54号、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第55号、平成26年度長与町駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定されました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第11、議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第12、議案第57号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第13、議案第58号、平成26年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第14、議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第10、議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について。

日程第16、議案第61号、平成26年度、長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○14番（河野龍二議員）

報告します。

議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、森川健康保険課長、ほか関係職員を招き、審査行いました。

提案理由では、平成26年4月から平成27年3月までの平均世帯数は、国保加入の世帯数は、5,362世帯、平均被保険者数は9,517人、歳入済み合計額は43億9,621万7,050円で前年度比4.5%の減。

不納欠損額は714万9,727円、収入未済額は、2億2,539万3,273円。

主に国民健康保険税に係るもので、不納欠損額、収入未済額とも前年度より増となっている。

支出済額合計額は、43億6,049万5,451円、前年度比0.9%の減となり、不用額は2億4,407万8,549円となっている。

歳入歳出差し引き差額、3,572万1,599円となり、長与町国民健康保険財政調整基金条例第2条に基づき、剰余金のうち100分の5以上である、180万を基金に繰り入れ積み立てする、と以上のような説明が行われました。

主な質疑は、返納金は、国、指摘によって返納したとのことだが、どのような理由か。

この問いに対し、既に払っている医療費の場合、国、県の医療費負担に補助金が当然組み込まれてくるので、調定額に含めないよう指摘があった。

24年度の会計監査で指摘をされ、返納が発生した。

不納欠損の理由は何か。

さらに、21年度以前の収入未済額は、回収が可能なのか。

この問いに対し、不納欠損では、行方不明が10件、時効が8件、生活困窮者が84件、21年度、22年度の徴収が難しくなっている。

原因は、分納支払いで追いついていないのが、こうした状態になっていると答弁がありました。

雑入の国保連合会からの業務勘定剰余金は、何か。

この問いに対し、連合会は、昭和56年から課税団体になり、法人税の納付が必要だった。

平成21年度に国税庁の指摘を受け、25年度では、法人税を支払っているが、連合会の業務収益が審査支払い手数料が主なので、支払い手数料を還元することにより、自治体の負担を軽減する目的で剰余金の返還が行われた。

今後は、審査支払い手数料の額を減額する考えである。

高額医療費点検委託料の委託先は、また、業務内容は、また、委託料はいくらか。

この問いに対し、委託先はダイヤモンドスタッフに1名、業務内容は、以前は償還払いのため点検作業が困難だった。

今は、現物給付に変わっているので、内部の業務を行っていただいている場合もある。

委託料については、時間単価1,550円で既に現物給付に変更してきているので、庁舎内のパートの賃金の差があるのではないかと。

この問いに対し、高額医療の点検以外にも、医療に関する業務の能力が高かった、今後は、雇用形態をどうするかは見極めていきたいとの答弁がありました。

高額療養費の増額の要因は。

この問いに対し、今年度は1月から変更され、制度が変更され、今までの高額の対象から外れていた治療などが含まれるようになった。

新薬や医療制度が上がってきたのが、原因ではないかと思う。

特定健診での積極的支援とはどのようなものか。

この問いに対し、重症化になる恐れがあり、若年層が対象となっている。

6カ月間のうち、面談や電話での保健指導を行っている。

単年度収支赤字とはとの説明だったが、どのような理由か。

また、単年度赤字になった要因は何か。

この問いに対し、繰越金の1億9,000万を含めて、今回の繰り越しが3,300万なので、単年度は赤字になる。

赤字になった要因は、24年度に保険税の改定を行った。

このときに目安が3年間の財源を見通しての改定で、3年後の27年度には財源の不足になってきているのだと思う。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

続きまして、議案第57号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

9月11日及び9月14日、委員全員出席のもと、説明員として松浦生活福祉部長、富永介護保険課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由については、歳入については、後期高齢者医療保険料で、収入済み額が3億3,832万2,700円。

前年度に対し1,281万1,600円、3.94%の増、徴収率は、現年度分が99.68%、対前年度比で0.25%の増、滞納繰越分が83.65%、対前年度比で27.7%の増、保険料全体で99.55%の増で、前年度比より0.19%のポイントの増となっている。

収入済み額の総額では、4億1,756万8,034円。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度比2,364万3,275円、60.8%の増で4億1,267万4,105円となっている。

支出済み額の総額は、4億1,068万9,924円となってる。

以上のような説明がおこなわれました。

収入未済額の理由は、また、還付未済ができてない理由は。

このような質疑が出され、生活困窮者及び一期、二期の払い忘れがある。

還付未済については、年度末でまだできていない。

払い忘れや還付未済は解決できるのか。

また、生活困窮者の保険料は長期にわたっているのか。

このような問いに対し、払い忘れ還付未済については順次解決している。

生活困窮者の保険料未納は、数年間にわたって未納がある。

さらに、徴収嘱託員報酬は、前年度比より50%低いなぜか。

この問いに対し、25年度は、訪問件数も多く、26年度については、滞納件数も減ってきたのが原因である。

後期高齢者医療保険料は、見直しが行われているのか。

この問いに対し、28年、29年の保険料の見直しの検討が行われてると聞いている。

保険料は上がらないように要望している。

さらに主要な施策の成果に関する報告書の4ページにある、広域連合納付金の内訳は、保険料、基盤安定化負担金、共通経費の合計額となっているが、保険料の総額が、決算書の収入済み額との差があるのなぜか。

この問いに対し、繰越金にその差額が含まれている。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

続きまして、議案第58号、平成26年度、長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として、松浦生活福祉部長、富永介護保険課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。



提案理由では、保険事業勘定では、収入で第1号被保険者保険料は、6億630万1,210円を収納し、前年度比で2,750万6,440円、4.75%の増収。

納入率、現年度が99.3%、0.01ポイントの増。

滞納繰越額が21.86%、前年度比2.25ポイントの増、介護保険料全体では97.52%、前年度比と同率である。

収入済み額の総額は26億3,359万8,687円となっている。

支出では、保険給付費で、前年度比、2,827万5,410円、1.22%の増、保険料給付の総額が23億5,322万7,157円で、支出済みの総額が24億5,162万5,911円となっている。

介護サービス事業勘定では、収入において、介護予防サービス計画の収入、ケアプランの作成が519件。

これに対する収入で、前年度比で186万3,580円の増、収入済額の総額が2,878万7,706円、支出が地域包括支援センターが5人の介護保険の専門員の報酬と委託料で、町で処理できないケアプラン1,268件分の作成委託料、支出済額の総額が1,836万425円となっている。

以上のような説明が行われました。

主な質疑では、収入未済件数が114件あるが、分析はされているのか。

生活困窮者が主で、数件は介護保険制度への理解不足で、保険料が未納になっているという答弁でした。

理解不足世帯の対応はどうしてるか。

この問いに対し、毎月、訪問または電話での接触を行い、保険料の話だけでなく生活面での話などで理解してもらおうよう取り組んでいる。

施設入所者委託料はどこに何件か。

この問いに対し、大阪に1件、福岡に3件、諫早に2件の計6件であり、老人福祉計画介護保険事業計画の第6次計画の委託先は、そして、不用額は何か。

この問いに対し、委託先は株式会社行政で入札減によるものであり、また入札は何件か。

この問いに対し、第5期の計画も同社で行ってきた、データなどがこれまでも数値を持っているので、1社指名の随意契約としている。

地域住民支援事業は増えてるのか。

サロンに参加できない方の対応は、26年度の参加人数は。

これらの問いに対し、26年度は1カ所増えて18カ所になっている。

自治会単位で増やしていきたいと思っているので、身近な場所で行われて参加しやすいように取り組んでいきたい。

また、26年度の延べ参加人数は3,587人である。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

次に、議案第59号、平成26年度、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、9月8日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市計画課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由では、収入では、一般会計繰入金5億58万3,000円、平成25年度繰越額6,490万4,000円と26年度の出来高、4億3,567万9,000円、また、収入未済額として1億5,736万8,000円は、次年度の繰越事業となっている。

収入済み額合計で7億3,406万5,244円、収入未済額2億6,587万円となっている。

歳出では、委託料4億8,296万6,000円で県への事業委託、平成25年度の繰越額1億2,413万円と26年度の出来高執行額3億5,883万6,000円である。

公債費の元金償還として1億8,959万円、歳出総額7億2,579万2,000円となっているとの説明が行われました。

主な質疑は、測量設計委託料の不用額が高額だがなぜか。

この問いに対し、区画整理事業内に通称、道の尾公園があるが、現状の計画は、この公園をそのまま残し計画となっている。

しかし、現状でも保留地であるので、保留地そして活用できないか、また民間開発の可能性など検討するため、3D画像の測量を行った。

3社の見積もりをとったが、思ったほど費用がかからず不用額となった。

民間開発の検討と言われたが、公表しているのか。

この問いに対し、まだ保留地を宅地造成にできるものかわからない状態などで、まだ、行っていない。

現在、民間借地、借家も含めて、仮住居で生活している世帯は何世帯か。

また、仮住居期間が長いのは、何年か。

この問いに対し、現在、仮住居で生活している世帯は20世帯、最長で16年、最短で2年の状況にある。

現在の道路の計画延長と進捗延長はどれくらいか。

また、宅地の計画面積と進捗面積はどれくらいか。

この問いに対し、計画延長は1万8,401メートルで完成が9,219メートル、51%の進捗率。

宅地は32.1ヘクタールに対し17.5ヘクタール、54.4%の進捗にある。

総工事費はどれくらいだったか。

この問いに対し、281億3,000万に変更している。

通称、道の尾公園の宅地化は、事業の計画変更を行うのか。

この問いに対し、現計画からも、町の保留地なので、計画変更に当たらない。

以上のような質疑が行われ、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定

について。

9月9日、委員全員出席のもと、説明員として、古賀水道局長、吉田水道課長ほか関係職員を招き、審査行いました。

提案理由では、収益的収入及び支出の収入予算額7億7,528万9,000円に対し、決算額7億8,955万883円、1,426万1,883円の増収。

支出予算額7億4,656万1,000円に対し、決算額は6億6,441万9,259円、不用額が8,214万円となっている。

資本的収入及び支出の収入予算額7,886万に対し、決算額5,479万8,440円、2,406万1,560円の減収。

支出予算額4億8,118万7,000円に対し、決算額3億9,753万3,974円、5,657万3,026円の不用額となった。

剰余金の処分計算書案については、未処分利益剰余金処分量として、資本金へ組み入れに1億5,346万1,514円、減債積立金に1億1,356万5,000円を積み立てる予定であり、この剰余金処分に関しても、議会の議決を求めると説明が行われました。

主な質疑は、浄水場の整備、管理委託の委託先はどこか、契約は入札で行われているのか。

委託料が800万も昨年と比べて増額しているのはなぜか。

委託内容はどのようなものか。

このような質疑に対し、委託先は株式会社協環で随意契約で委託している。

委託料の増額については、夜間の監視にこれまで仮眠時間があったが、交代で仮眠することにより、計画の変更が行い、800万の増額となった。

委託内容は、各施設の水質検査、軽微な修繕業務を行ってもらっている。

榎の鼻区画整理工事の負担金の算定根拠は何か。

この問いに対し、全体金額を水量割で算定している、町が75%、組合が25%となっている。

8,200万円の不用額は何か。

この問いに対し、公営企業なので、予算を計上するに当たり、余力をもったの予算を組む。

不用額が一定であることはある。

主な内容は、職員の平均年齢が下がって、人件費の減。

また、一部動力経費がかかる機器の撤去予定をしていたが、撤去が不要となったため、その予算額は全額不用となったことが原因である。

11件の不納欠損世帯は、その後の使用料の納付はできているのか。

この問いに対し、11件のうち、現在も給水してるのは5世帯、生活再建などの対応を図りながら、納付にも積極的に行ってもらっている。

損益勘定留保資金の補てんされた後の残額はどれくらいか。

この問いに対し、26年度末、残高は4億1,669万4,650円となっている。

以上のような質疑が行われ、まず、議案第60号のうち、剰余金の処分について、採決を行い、全会一致で可決しました。

続いて、議案第60号、平成26年度、長与町水道事業決算認定について、採決を行い、全会一致で認定すべきと決しました。

最後に、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定については、9月9日、委員全員出席のもと、説明員として、古賀水道局長、道端水道局理事ほか関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由では、収益的収入及び支出、収入において、第1款の下水道事業収益の当初予算額及び補正額の合計額11億1,851万6,000円に対し、決算額は11億2,200,847円5円となっており、収益全体では、349万2,475円の増収。

支出においては、下水道事業費予定額、9億3,294万円に対し決算額、9億204万7,479円となっており、不用額3,089万2,521円となっている。

資本的収入及び支出の収入では、予算額3,773万3,000円に対し、決算額が3,853万6,047円、受益者負担金が80万3,047円の増収、支出においては、3億4,532万8,000円に対し、決算額が3億4,096万5,953円となり、不用額が436万2,047円となっている。

剰余金の処分決算書案は、未処分利益剰余金5億9,114万5,583円、このうち、減債積立金、2億1,668万1,713円、及び資本金の組み入れ額、2億4,422万9,520円合わせ4億609万1,237円の処分を行う。

これについても議会の議決をお願いするという説明が行われました。

主な質疑は、マンホールポンプの設備改修の委託内容及び契約内容は、随意契約の委託料は毎年同じか。

この問いに対し、町内30カ所のマンホールがあり、点検補修と緊急時の呼び出し作業、契約は随意契約となっている。

毎年、同じ積算をしているが、労務単価は毎年増減がある。

25年度と26年度の労務単価はどれくらいか。

この問いに対し、10%から15%増えている、詳しい金額は公表できない。

吉無田地区管路改築実施設計業務委託は、不明水対策の事業と考えるが、27年度に施工するのか、また不明水減少の効果はあらわれているのか。

この問いに対し、国に長寿命化計画で進達しており、26年度は数カ所の腐食があり、今年度終了する予定。

現在、エリア分けをして、使用料が少ない夜間に調査を行っている。

侵入水が発見できたところは、その都度改善を行っている。

しかし、天候不順もあり、数値として効果が上がっている状況ではない。

運転管理業務の委託契約は、随意契約が長年続けられてるが検討されているのか。

この問いに対し、委託料は、全国的に見ても適正と考えているが、包括民間委託の導入の可能性も研究している。

下水道の使用料は、原価割れをしているが、値上げは検討しているか。

この問いに対し、今の料金体系で行っていききたい。

不明水の問題を解決し、有水率を上げていきたい。

下水道処理区域内の整備済みカ所の未水洗化200戸のうち3年を過ぎている世帯はあるのか。

この問いに対し、200世帯は、ほぼ岡方面で3年以上過ぎていないと思う。

十分な仕分けが現在できていない。

26年度末の損益勘定留保資金は幾らか。

この問いに対し、26年度末で5億5,890万6,681円となっている。

剰余金の処分の議決が必要になった理由はなぜか。

この問いに対し、剰余金は、ほとんどが企業債の償還に充てられる。

26年度末で約31億円の償還残高があり、その目的として、企業債に積み立てられると同時に、資本金の組み入れは、現金の流出を防ぐとために、自己資本の組み入れ資産価値を高めていく目的である。

以上のような質疑が行われ、まず、議案第6号のうち、剰余金の処分について採決をし、全会一致で可決しました。

続いて議案第61号、平成26年度長与町下水道事業決算認定については、採決の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

以上報告します。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第56号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

川野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

先ほど委員長報告では、全会一致という報告を行いました。

委員長は、委員会での裁決権がありませんので、この場を持って、私の討論をさせていただきたいと思います。

私は、これまで国民健康保険税の問題を幾度となく取り上げてまいりました。

予算や決算の折でも皆さん方と議論を交わしてまいりました。

そしてその議論の今、共通認識になっているというのは、国民健康保険制度は、所得が低い方がたくさん加入してある保険制度であるということ。

さらには、この特別会計の運営が大変厳しい状況にあることは、皆さんが既に共通の認識になっているというふうに思います。

長与町では平成24年度に、保険税の引き上げが行われました。

3年間の財源の確保はできましたが、結果的に財源不足になるおそれが出てきている状況は否めません。

それでは、また、財源不足を保険税の引き上げで補うのか。

今回の決算状況を見て明らかのように、多くの収入未済額、不納欠損を生み出しているのは、保険税は上げることで、また、さらに生み出すことは、火を見るより明らかであります。

国民健康保険税の年間、国民健康保険税は、年間収入の10%を超える保険税となっています。

共済組合は、健保組合は約7%から9%と言われておりますが、長与町のホームページにある、国民健康保険税の計算の試算モデルでも、年間わずか200万円の世帯で、その国民健康保険税が31万円にもなると説明がされています。

これ以上、保険税を賦課することは本当に適正かどうか、疑わざるを得ません。

国民健康保険は社会保険制度の一つです。

ところが、その役割を果たさずに、逆に、町民の暮らしがますます厳しくなっている状況だと思えます。

国民健康保険に関しても、この憲法第25条の国民の生存権と国の社会保障の義務に基づき、責任を果たしていないのが事実です。

私は引き続き、国に対し強く、そして、本気で補助金の増額を求めていただきたいことを望みます。

さらに、国保税が貧困を広げる要素となっていること認識していただき、担当課の努力に敬意を表しますが、本当に町民が安心して暮らしていける、そうした国民健康保険税に現状ではなっていないことから、この決算認定について反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険特別会計は、年々増大する医療費負担により極めて厳しい財政状況であるため、国民健康保険の事業運営には大変苦慮しているものと認識しております。

その中で、歳入の主財源である国民健康保険税の収入は、前年度より減少し、収納率が77.7%で、前年度比0.6ポイント低下しております。

また、不納欠損額、収入未済率が増加し、財政面にも大きな負担になっており、今後は、保険税の公平性の観点からも、さらなる収納率の向上対策はお願いし、最大な努力をしていただくよう要望いたします。

しかし、保険事業におきましては、医療費抑制のために、特定健診が実施され、特定保健指導が行われ、また、知らんばそん隊ながよ塾の開催、人間ドック、脳ドック、後発医薬品使用の推進による100万円の医療費抑制など、健康づくりと、疾病予防の活動にしっかり取り組まれているところを評価いたします。

今後も、国民健康保険事業運営の健全化に重点をおき、さらなる収納率向上努力していただき、全町民が健康で長生きできるよう、安定した国民健康保険の運営をお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

私は、議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険歳入歳出の決算について、賛成の立場より討論をいたします。

現行の限られた制度の中で、国保の保険料、歳出削減のため、特に、特定健診の年齢に至らない、国保成人への健康診査の個別審査通知書を送付するなど、健診を促し、若いうちに、早期に、若いうちからの健康づくりを促進し、生活習慣病の予防の取り組む施策を実施しております。

また、委員長報告にもありましたように、ジェネリック医薬品の使用を促すため、使用促進の通知を定期的に被保険者に送付するなどの施策を行っており、先ほどの報告で

は、効果は25.1%、100万円ほどの医療費が下がったということでございます。  
そういうさまざまな施策で、国保の拠出金削減に取り組んでいるのも見てとれます。  
以上の点で私は本案に賛成といたします。  
以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第56号、平成26年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

よって本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第57号の平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、反対の討論をさせていただきます。

委員長報告では、全会一致と報告をいたしました。先ほど申しましたように委員会での裁決権がありませんので、この場において、私の立場を明確にさせていただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度は、2008年に、医療構造改革の柱として導入されました。

年齢で区別、差別し75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料にはね返る仕組みに、当時から怒りの声が上がりました。

政府はこの制度の施行前から変更を余儀なくされてきたのが事実であります。

また、その後、政府においても、廃止を検討しますとしてきました。

しかし、いまだこうした状態が続いている状況です。

先ほどから申しますように、この制度も2年ごとに保険料が見直され、75歳以上の高齢者がふえれば、必然的に保険料が引きあがる仕組みにつくられ、保険料が継続的に引き上げられる制度です。

政府は、後期高齢者医療制度が十分に定着をしているなどと言い温存継続を行ってありますが、とんでもないことでもあります。



高齢者の命と健康を守るためにも、この問題が数多くある後期高齢者制度、そして差別的な制度は、速やかに廃止すべきだと考えます。

以上のことを申し上げ、本決算に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私は、議案第57号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本町の平成26年度後期高齢者医療事業における被保険者数は4,320人で、前年度の4,162人から158人増加している状況にあります。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の施行以来7年半が経過し、広く周知を図られ、町民の理解も得られた制度になってきているものと認識しております。

当面は必要な改善を考慮しながら、後期高齢者医療制度が継続されることとなっております。

こうした中で、平成26年度、長与町後期高齢者医療特別会計の決算の状況は、歳入総額4億1,756万8,034円に対し、歳出総額4億1,681万9,924円で、差し引き74万8,110円の黒字決算となっております。

適切な予算執行がなされております。

今後も、対象者である高齢者に対する親切、丁寧な対応とともに、保険料の徴収に当たっては、状況把握に努め適切な対応を図っていただくよう要望し、賛成の討論いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第57号、平成26年度、長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

よって本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第58号、平成26年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告では、全会一致と報告いたしましたが、委員会での裁決権がございませんので、この場で討論させていただきます。

高齢者を取り巻く介護や医療の状態は、今、高齢者を介護サービスの対象から除外する。

また、入院患者を追い出しをさらに強化するなど、公的介護、医療保障が土台から、こわれていくような状況が生まれてきています。

この介護保険制度についても、自己負担が1割負担から2割負担に引き上げられる。

これまで介護保険制度は、所得に関係なく1割負担とされていたが、この制度開始以来のまさに大改悪であります。

この介護保険についても、保険料は3年ごとに見直され、こうした事態に多くの高齢者から年金が天引きされる額の高さや介護保険料が高くて、介護サービスの利用料が払えない。

思うようなサービスが受けられない、などの声が多数聞こえてきます。

さまざまな制度の矛盾を放置したまま、地域包括ケアの実現、持続可能制度な実現を掲げ、給付重点化、効率化を本格的に推進し、保険あって介護なしの実態がさらに深刻化していった状況ではないでしょうか。

地域の高齢化が進展していく中で、高齢者が安心して住めるような、地域包括ケアをどうつくり上げていくのか、高齢者の願いにかなうものとして、どう実現させていくのかが、これから問われているのではないかと考えます。

高齢者やまた、家族が求めているのは、医療も介護も施設も在宅も軽度も重度も保障される制度への転換です。

住民の負担軽減や安心して持続可能な介護保険制度にするためには、やはり、国からの公費負担の拡充、また制度の改革が必要だと考えます。

残念ながら、本町の介護保険にしても、本当に安心して受けられる介護保険になっていない、この現状から、この決算認定については反対するものであります。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありますか。

饗庭委員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は、議案第58号、平成26年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論いたします。

高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年4月にスタートした介護保

険制度は、開始から15年が経過しております。

今後、改定される予定もございますが、住民に広く周知が図られ、制度は、定着しているものと理解しております。

こうした中で、26年度の決算状況は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定とも黒字の決算となっております。

しかしながら、高齢化の進展に伴い、要介護認定者の増加に介護サービス利用者も年々の増加が見込まれ、今後も、厳しい財政運営が続くものと思われま

す。平成26年度の事業関係におきましては、介護認定審査、介護保険給付事業のほか、老人福祉計画、第6期介護保険事業計画を策定されています。

また、地域支援事業につきましても、地域包括支援センターを中心とした、総合相談支援業務を初め、介護予防事業が実施され、めだか85、お元気クラブ等のサービス強化、認知症予防の脳トレ教室など事業を積極的に展開し、多くの高齢者の皆さんが参加できたことは評価できるものと考えます。

今後も高齢化が進む中で、認知症高齢者等の増加も予想され、より地域に密着したケア体系の構築、介護サービスの充実が求められることから、介護予防事業の重点化を図りつつ、第6期介護保険事業計画のもと、適正な介護給付の執行に努められることを期待します。

長与町の高齢者の皆様が、安心して過ごせるように、安心と希望が持てる介護保険制度の制度運営に努めることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

分部議員。

#### ○8番（分部和弘議員）

議案第58号について、賛成の立場で討論いたします。

厚生労働省の平成26年度、介護保険事業及び介護予防日常生活支援事業、地域支援事業の実施状況に関する調査結果を見たとき、介護予防普及啓発事業の開催回数と参加数は、県下でも上位に位置し、1次予防事業評価、2次予防事業評価においても、良好な評価だと思います。

決算の金額にはあらわれてきませんが、いかに本町の介護保険事業が県下でも充実した内容になっているものと思われま

す。このような中、支援事業においては、先ほど、饗庭議員が申されましたとおり、各種事業を展開しております。

住民が参加する各種の活動も今後重要になってくると思います。

積極的な広報活動により、生活機能の改善効果が住民に理解され、さらに生活機能が改善された参加者の口コミで、活動が広がることで、支援事業が新たな展開に結びつくことに期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第58号、平成26年度長与町介護保険特別会計債歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立多数。

よって本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、反対の立場で討論させていただきます。

委員長報告では、全会一致と報告いたしました。

委員会では、委員長の裁決権がございませんので、この場で討論をさせていただきます。

本事業は、完成年度が32年に延長され、総額も281億3,000万と増額変更がなされました。

現在、26年度の事業進捗率は、事業費ベースで進捗率81%と予算総額が上がった関係で下がってきました。

工事の進捗ベースも、宅地も道路も約50%台です。

この事業が、町の財政に大きく与えていくことが、ますます明らかになってきたのではないかと思います。

決算の審査でも説明がありましたが、宅地の予定がなかった場所の宅地工事も、私は、財源の厳しさから生まれた計画ではないかと推測し出します。

工事により、仮住宅に住まれてる方々も、まだまだ多くの残され、その不満は高まる一方です。

早期の完成を目指すと、何度もお聞きしますが、その声がむなしく聞こえます。

私は、この間ずっと指摘を続けてまいりました。

ですが、改善されてきたとは思いません。

昭和58年に事業を開始し、これだけの年月と費用かけ、いまだ終わりが見えないこ

の事業が、正当な評価ができる事業とは思いません。

26年度も、多額の費用をかけ、わずか約3%の事業しか進んでないというこの事業は、早急に解決する道を選択することを申し添えて、本決算に反対の討論といたします。

次に賛成討論はありませんか。

西岡議員。

#### ○9番（西岡克之議員）

議案第59号、平成26年長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、昭和58年の事業開始より約30年の期日がかかっており、実際、町の負担なってるのは現実だと思います。

しかし、現在、進捗率は、先ほど報告があったように道路築造においては50.1%、宅地造成では54.4%であり、今後、造成していく場所は、山林が主体で進捗スピードも速くなるのではないかと希望的に考えております。

また、所管においては、区域内にある保留地処分の促進に向け、3次元画像処理ソフトを導入し、より効率的な保留地内処分方法を検討し、広報においても、それにより修正をすることもあり得ると思います。

また、それによって、町の財政にも、工期にも貢献することも考えられます。

以上の理由をもって事業の早期終了を願って賛成討論といたします。

以上。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第59号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第60号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち剰余金の処分について採決いたします。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第10号、議案第60号、平成26年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち決算認定について採決いたします。

本案のうち決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告通りに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案のうち決算認定については原案のとおり認定されました。

これから議案第61号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決いたします。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案のうち、剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、第61号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありません。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第61号、平成26年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち決算認定について採決いたします。

本案のうち決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案のうち、決算認定につきましては、原案のとおり認定されました。

日程第17、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○11番(喜々津英世議員)

それでは、報告をいたします。

請願2号、少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度、政府予算に係る意見書採択の要請については、委員全員出席のもと、9月15日に紹介議員及び参考人の出席を求め、提案理由の説明及び意見を聴取し、審査を行いました。

提案理由の説明では、本請願は、義務教育費国庫負担制度の率が変更されてから、毎年議会に請願採択の要請が出されている。

少人数学級の実現のためには、教職員の定数改善が必要であること。

国庫補助を2分の1に戻すなど、教育環境の改善を求めるもので、本町でも採択いただき意見書を提出してもらいたいとの説明を受けました。

主な質疑は、意見書が毎年出されている。

民主党政権下でも、国庫負担を2分の1に復元できなかった。

予算的に復元は無理ではないか。

との問いに、意見は参考にしたいが2分の1の復元を求めていくことで、歯止めがかかっている、理解願いたいとの答弁でした。

1学級の生徒数が増えただけで、質の高い学習ができないことはないのではないか。

との問いに、テストの採点一つとっても、教員に負担がかかる。

一学級の生徒数が増えて、学級崩壊につながった例もある、との答弁でした。

非正規教職員の採用増加により、質の高い教育を受けさせることが難しい状況になっているとの説明は、非正規教職員の能力不足の意味か、との問いに。

表現がまずかったが、非正規教職員の質が低いとは考えていないとの答弁でした。

また、請願の趣旨を明確にするため、教職員の定数改善の文言を入れるべきではないかとの問いに、教職員の定数改善とした方が、意味が伝わりやすい、変更は変わらない

という趣旨の答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

#### ○5番（饗庭敦子議員）

私は、請願2号に賛成の立場で討論いたします。

9月16日、文部科学省が問題行動調査結果を公表しました。

その中で、小学生の暴力行為が1万件を超え、過去最高を記録したとのことです。

小学校で暴力行為が増加した要因について、感情のコントロールがうまくできていない。

ささいなことで、暴力にいたる事案が大幅に増えているなどと言われています。

教育現場では、こういう暴力行為のほか、児童生徒の多様化、いじめ、不登校、自殺事件などさまざまな課題が山積しており、児童生徒一人一人に対応した教育実践が求められております。

このような問題を解決するものとして、少人数学級の実現が求められています。

多くの先進国におきましても、20人学級や25人学級が定着しておりますのは、そのためだと考えられます。

長与町では、長崎県独自の取り組みとして、小学校6年生の35人学級を導入し、現在、先生方には大変喜ばれているということです。

現在は、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級が、その後、拡充しておりませんので、35人学級を小学校3、4、5年生までに広げ、小学校全体に35人学級を実現させてほしいと考えております。

長崎西彼地区のある小学校で2年生の児童数が71名だったときに、2年生のときは3学級、しかし、3年生になると2学級になり、1学級当たり35名から36名になり、一人一人への個別対応がなかなか難しくなったということです。

学級の人数だけの問題ではないと思いますけれども、私たちが過ごした子供のころとは、社会情勢が大きく変化し、家庭だけではなく、学校でも、児童一人一人が活躍できる機会を確保し、居場所づくりというものを進めていくことが必要となってきております。



また、教職員配置の適正化や教員免許制度の適切な運用など、指導体制の強化を通じ、教育の質の向上を図る必要もあると思います。

義務教育費の国庫負担率が2005年度に2分の1から3分の1となり、義務教育費にかかる費用、特に、正規教職員の人件費は、国2分の1、都道府県2分の1であったものが、国の負担が3分の1に減額され、都道府県の負担がふえました。

長崎県におきましても、35人学級をさらに拡大するためには、国庫負担率が2分の1に復元しないと財政的にも困難だと考えております。

長与町の子供たちが健全に育つ環境を配慮していくことが、私たち大人の責任であると思います。

子供たちの健全な成長を保障するため、また、次世代担う人材の育成に向けても必要なことと考えます。

本請願は、教育関係者の方々や保護者の方々の願いでもあります。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

#### ○3番（安部都議員）

請願2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について、賛成の立場で討論いたします。

義務教育費の国庫負担金が2006年度から2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しております。

2005年度の国庫負担率2分の1の負担金は、2兆1,150億円でしたが、2015年度は3分の1で、1兆5,284億円となり、増減率マイナス27.7%となっております。

また、文部科学省一般会計は、5兆3,378億円で前年度比0.3%減となっております。

日本の未来を担う子供たちの豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりであり、極めて重要であります。

子供たちが地方格差なく、機会均等に一定水準の教育を受けられることは、憲法でもうたっており、国の責務であります。

しかし、日本の子供たちを取り巻く環境は、時代の流れや社会環境の劣悪により大きく変化し、いじめによる自殺者、暴力、不登校、引きこもりなどが年々増大しております。

2014年度は、小学校での低年齢化の暴力行為が、10年前に比べ5倍以上となり、

1万1,468件で、小学校6年生では1.9倍となっております。

その原因に小1プロブレム、家庭の教育力低下、葛藤体験の減少などが専門家が掲げております。

また、子供たちを教育する立場である教職員の心のバランスの乱れにより、精神疾患により、病気休職者が増大しているのも現実であります。

その原因は過重労働によるストレスで、超過勤務時間も50時間を超え63%が精神疾患となっております。

その対策として、労働基準法の改正がなされ、2012年度から一般公務員にも適用をされました。

また、日本の教育予算については、2014年度でGDPに占める教育費の割合が、OECD諸国の中でもきわめて低く、最下位の3.6%となっております。

OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法も改定し、国の財務負担と責任で学級編制を35人以下とすべきであります。

少人数学級を実施している自治体の保護者や教育者によるアンケートでは、子供たちや教育もゆとりある心身のバランスが保たれ、いじめや不登校、欠席者も減少した。

学習意欲が向上した、きめ細かい指導が充実したという報告もなされております。

本町の小学校1年生、2年生、6年生、中学1年生は35人以下学級が実現されておりますが、3年生から5年生、そして、中学2年生から3年生は40人学級となっております。早急な35人以下学級に改善されるよう望まれるところであります。

昨今では、障害児の子供たちも6%から15%と増えており、多様な子供たちにあつたインクルーシブ教育や合理的配慮、各自治体の格差をなくし、一人一人に合ったきめ細やかな教育を実現することが不可欠であります。

そのためにも、教職員定数の確保、適正配置、資質向上、臨時採用職員を正規職員採用にすることなどが重要であり、国が財源を安定的に確保しなければなりません。

以上のことから請願に賛成といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第17、請願第2号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度、2分の1復元をはかるための2016年度、政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本請願は、採択することに決定いたしました。

場内の時計で、13時15分まで休憩いたします。

議会運営委員会の皆さんは、1時に第1委員会室に御集合ください。